平成２１年（フ）第４７９号
福井市和田２丁目201番地
債務者　西川承昊こと　姜　　承昊
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９７号
福井市風巻町第９号28番地２
債務者　伊藤自動車こと　伊藤　政勝
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９８号
福井市みのり２丁目３番53号
債務者　坂本　由美
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５０９号
福井県大野市元町１番３号
債務者　田邉　繁樹
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５１０号
福井県大野市元町１番３号
債務者　田邉　洋子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４４２号
長野市三輪９丁目13―25グレース・コーポ・イーグル303、住民票上の住所長野県中野市大字一本木566番地11
債務者　山下太樹男
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４６０号
長野市大字安茂里2159番地　小池アパート
債務者　中村　正男
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７４４号
岐阜市下西郷４丁目81番地２リバーサイドＳＵＷＡ　Ａ　205号室
債務者　有馬　順子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７４７号
岐阜市則武820番地若竹ハイツ101号室
債務者　森　　寛暁
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７４９号
岐阜市城前町１丁目24番地
債務者　細田美佐子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７５１号
岐阜県本巣郡北方町北方16番地の１　リバティ北方602
債務者　田中　由佳（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７５４号
岐阜市東改田字腰前田145番地２福井方
債務者　加藤　昭雄
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１５６５号
神戸市中央区籠池通１丁目１番10号メゾン籠池301号
債務者　入江麗美子（旧姓鳥羽）
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５８６号
神戸市長田区大谷町１丁目６番14号
債務者　髙山　忠士
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６６２号
兵庫県三田市つつじが丘南１丁目15番地11
債務者　澤近美智子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６８５号
兵庫県三田市武庫が丘５丁目１番地Ｊ棟1004号
債務者　家原由紀子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４０７号
兵庫県宝塚市三笠町１番３号
債務者　山下知佳子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４６０号
兵庫県伊丹市山田４丁目７番35―2104号
債務者　合田　裕子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部